新潟市民病院職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年７月３０日

新潟市病院事業管理者　五十嵐　修一

新潟市民病院管理規程第９号

新潟市民病院職員就業規程の一部を改正する規程

新潟市民病院職員就業規程（平成２０年新潟市民病院管理規程第１２号）の一部を次のように改正する。

第１１条の次に次の１条を加える。

（医師の勤務間インターバル及び代償休息）

第１１条の２　管理者は、管理者が定める診療科の医師（以下「対象医師」という。）について、勤務時間及び週休日の割振りを定めるに当たり、次の各号に掲げる休息時間（以下「勤務間インターバル」という。）のいずれかを確保するものとする。ただし、対象医師が労働基準監督署長の許可を受けた宿日直勤務（以下「許可宿日直」という。）を行い、当該許可宿日直が業務開始から２４時間以内において継続９時間確保される場合は、この限りでない。

（１）　業務開始から２４時間以内における継続９時間の休息時間

（２）　業務開始から４６時間以内における継続１８時間の休息時間（１５時間を超える連続勤務が予定されている場合に限る。）

２　管理者は、対象医師について、外来患者又は入院患者に対する緊急の診療その他やむを得ない業務上の必要により勤務間インターバルを確保できなかった場合は、確保できなかった勤務間インターバルに代えて、当該勤務間インターバル中に勤務した時間に相当する休息時間（以下「代償休息」という。）を、当該勤務が行われた日の属する月の翌月末日までの間に、できる限り速やかに確保するものとする。

３　管理者は、第１項ただし書に規定する許可宿日直において対象医師を労働させた場合は、当該対象医師について、当該許可宿日直後、当該労働が行われた日の属する月の翌

月末日までの間に、当該労働の内容及び負担の程度を考慮し、必要な休息時間を確保するよう努めるものとする。

4　代償休息及び前項に規定する休息時間（以下「代償休息等」という。）は、所属長が勤務間インターバルの延長その他適切な方法により確保するものとする。

5　前各項の規定にかかわらず、災害その他避けることのできない事由により、勤務間インターバル又は代償休息等の確保が著しく困難である場合は、この限りでない。

6　前項の規定により勤務間インターバル又は代償休息等の確保ができない場合、管理者は、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１２３条第４項に規定する許可を受け、又は届け出るものとする。

附　則

この規程は、令和８年８月１日から施行する。